

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第84号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第2条表以外の部分中「以上」を「又は5級」に改める。

第5条の表社会福祉業務手当の項及び変則勤務手当の項中「児童福祉センター児童相談所に」を「児童福祉センター児童相談所企画調整課に」に改める。

第6条の表を次のように改める。

種類	支給対象	支給額	
特殊現場 作業手当	河川整備課に勤務する職員	技術職員が、気象警報又は洪水警報の発令下（当該発令に伴い災害活動体制（災害に対応するための職員の体制として、災害対策本部長（京都市災害対策本部条例第2条第1項に規定する災害対策本部長をいう。）が発令された場合には、警報が解除された後、当該体制が解除されるまでの間を含む。以下この表において同じ。）において、道路の冠水時における復旧作業又は河川等における障害物の除去若しくは樋門の操作等に係る人力による応急作業に従事したとき。	日額 800円
		技術職員、技能職員又は運転手が、気象警報又は洪水警報の発令	

	<p>土木みどり管理 事務所に勤務する職員</p>	<p>下において、道路上における倒木等の障害物の除去に係る応急作業その他道路の維持修繕の業務、道路の冠水時における復旧作業、河川等における障害物の除去若しくは樋門の操作等に係る人力による応急作業又は公園若しくは緑地における倒木の処理作業に従事したとき。</p>	
--	-------------------------------	--	--

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の表に掲げる職員以外の職員が、同表に掲げる作業又は業務と同様の作業又は業務に従事した場合にあっては、同表に掲げる職員の例により手当を支給するものとする。

附則第2項中「附則第13項」を「附則第8項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、同年5月8日から施行する。

(行財政局人事部給与課)